

令和2年3月10日

新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする商品の表示に関する改善要請等及び一般消費者への注意喚起について

消費者庁は、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に乘じ、インターネット広告において、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする健康食品、マイナスイオン発生器、空間除菌商品等（以下「ウイルス予防商品」という。）に対し、緊急的に景品表示法（優良誤認表示）及び健康増進法（食品の虚偽・誇大表示）の観点から改善要請等（別紙1）を行うとともに、SNSを通じて一般消費者への注意喚起（別紙2）を行いました。

消費者庁では、令和2年2月25日から同年3月6日までの期間、インターネット広告において、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうするウイルス予防商品の表示について、景品表示法（優良誤認表示）及び健康増進法（食品の虚偽・誇大表示）の観点から緊急監視を実施しました。

この結果、インターネット広告においてウイルス予防商品を販売している30事業者による46商品の表示について、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする文言等があったことを受け、今般、一般消費者が当該商品の効果について誤認し、新型コロナウイルスの感染予防について誤った対応をしてしまうことを防止する観点から、当該表示を行っている事業者等に対し、緊急的に改善要請等を行いました。

新型コロナウイルスについては、その性状特性が必ずしも明らかではなく、かつ、民間施設における試験等の実施も不可能な現状において、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうするウイルス予防商品については、現段階においては客観性及び合理性を欠くものであると考えられ、一般消費者の商品選択に著しく誤認を与えるものとして、景品表示法（優良誤認表示）及び健康増進法（食品の虚偽・誇大表示）の規定に違反するおそれが高いものと考えられます。

また、改善要請等を行った当該事業者がオンライン・ショッピングモールに出店している場合には、当該ショッピングモール運営事業者に対しても、表示の適正化について協力を要請しました。

消費者庁では、引き続き、不当表示に対する継続的な監視を実施し、法に基づく適切な措置を講じてまいります。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁 表示対策課

担当者：田中、大友

電話：03-3507-8800（代表）内線：2543

ホームページ：<https://www.caa.go.jp/>

<別紙 1 >

商品区分	表示されていた効果等
<p>いわゆる健康食品 (カプセル、錠剤、粉末等) 【23事業者40商品】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス 感染予防サプリメント！！ ビタミンCとビタミンD ・ビタミンCはコロナウイルスから体を守る ・コロナウイルス対策サプリ、ウイルス感染症の予防、症状軽減にはビタミンC、ビタミンD、亜鉛、マグネシウム、セレンの摂取が重要 ・新型コロナウイルス予防、粘膜の必須栄養素「ビタミンA」を高容量に補っていくことをおすすめします ・世界的にコロナウイルスは猛威、ウイルス予防に梅肉エキス ・新型コロナウイルスの対策としてのオリーブ葉エキス ・新型コロナウイルスの感染予防にもオリーブ葉エキスが有効です！ ・ワクチンや特効薬のないウイルスでも、最近は私あまり怖くなくなっています。オリーブ葉エキスがあるからです！ ・マヌカハニーサプリ、新型コロナウイルス対策 ・「天然の抗生物質」と呼ばれる他のハチミツにはない特別なパワーを持っているマヌカハニーで、コロナウイルス対策 ・新型コロナウイルスの予防にタンポポ茶 ・新型肺炎には早期の漢方が効果的。予防にはタンポポエキスを ・あおさ、新型コロナ対策 ・スピルリナ、コロナウイルス対策サプリとしても使用できます ・霊芝、新型コロナウイルス対策 ・ポリフェノールで新型コロナウイルス対策 ・新型コロナウイルス対策！天然藁納豆にウイルスは勝てない！納豆に含まれるペプチドは肺炎の起因菌の膜を破壊します！ ・命を守る段階へ、新型コロナの活動を抑えることが期待されるサプリー一覧、α-リポ酸、N-アセチルシステイン、グルコサミン、セレン、β-グルカン

商品区分	表示されていた効果等
<p>マイナスイオン発生器 イオン空気清浄機 【4事業者3商品】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスにも有効 ・新型コロナウイルス対策 ・新型コロナウイルスはマイナスイオンで死滅します！
<p>空間除菌剤 (首下げ型、据置型) 【3事業者3商品】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身に付けるだけで空間のウイルス除去・除菌 ・首にかけるだけの除菌ブロッカー ・塩素成分で空間の除菌！ ・新型コロナウイルス…除菌 殺菌 消毒 ・インフルエンザ・新型コロナウイルス・風邪などの予防に

<別紙2>

消費者庁ツイッター、フェイスブック

「新型コロナウイルス予防に効果あり」等の広告表示に注意！！

消費者庁は、新型コロナウイルスの予防効果を標ぼうする商品等の不当表示に対する監視指導を実施しています。現時点で、健康食品、マイナスイオン発生器、空間除菌剤等の商品については、当該ウイルスに対する効果を裏付ける根拠は認められていませんので御注意ください。手洗いなど、正しい予防を心掛けましょう。



ツイッター https://twitter.com/caa_shohishacho

フェイスブック <https://www.facebook.com/caa.shohishacho>

<参考情報>

健康食品の安全性・有効性情報

<https://hfnet.nbiohn.go.jp/>